

☆ 聴覚障がいのある子どもの教育的ニーズの整理② ～特別な指導内容～

聴覚障がいのある子どもの教育的ニーズを整理する観点『②特別な指導内容』について、「障害のある子供の教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」第3編をご参照ください。



聴覚障がいのある子どもに対する特別な指導内容

* 下線、太字は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記 (以下同様)

ア 就学前

聴覚の発達は、新生児期から急速に進み、これに伴い言葉等の発達も促されることから、早期からの教育が極めて重要である。

(ア) 聴覚の活用に関すること

子供の保有する聴力の程度に応じて、補聴器や人工内耳等を活用して音や音声を聞く態度を身に付けるようにすることが必要である。また、遊びや生活の中で補聴器や人工内耳等の装用に慣れ、音や音声と具体的な事物や出来事とを結び付けながら音の存在に気付いたり、弁別したり、音の意味を理解したりすることが必要である。

(イ) 言葉の習得と概念の形成に関すること

言葉の習得には、その背景となるイメージ等の概念の形成が大切である。このため、遊びや生活を通して、保有する聴覚や視覚的な情報などを活用しながら言葉の習得と概念の形成を図る指導が必要である。補聴器や人工内耳等を装用して、発話できるようになった場合においても、文の理解や表出、抽象的な意味の語彙の理解など、言葉の発達の諸側面に関する評価に基づく計画的な指導が必要である。

(ウ) 言葉を用いて人との関わりを深めたり、知識を広げたりする態度や習慣に関すること

言葉の習得は、単に名称を理解することだけでなく、人との関わりを深めることや、知識の習得や思考力の伸長などにつながるため、子供の発達の程度に応じた段階的な言葉の指導が必要である。人との関わりについては、子供の実態に応じて、言葉や視覚的な情報など様々な方法によって心の通い合いを図り、コミュニケーションや人との関わりに対する意欲や態度を育む必要がある。これは、その後の言葉や社会性の発達の基礎として特に大切なことである。

(ア)～(ウ)で述べた特別な指導内容が十分に習得されなければ、聴覚障がいの状態等が比較的軽い場合であっても言葉を始めとする他の発達の諸側面に二次的な影響を及ぼしてしまうことがある。

特別な指導内容を、例えば、語彙や文法といった指導内容の要素のみを取り上げて教えたり、覚えさせたりするのは、乳幼児期の発達の特性にそわない場合がある。このため、子供が興味や関心をもって取り組める体験を用意したり、言葉を用いる必然性のある自然な場面を設定したり、教師がモデルとなる発話や行動をしてみせたりするといった人的・物的な環境の構成が必要である。

イ 義務教育段階

(ア) 自分の障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること

聴覚障がいのある子供の音の聞こえや話の理解は、聴力レベルや補聴器装用域値などの値だけで決定されるものではなく、相手の話し方や騒音の有無などにも影響される。このため、聴覚障がいのある子供の発達段階に合わせて、どのような音や声が聞こえるか、あるいは聞き取れないのか、時と場合によって聞こえたり聞こえなかったりするといった聴覚障がいの特性を理解するための指導が必要である。

このような障がいの特性の理解に基づき、自分が聞き取ったり、理解したりすることができるよう、例えば、周囲が騒々しいため補聴援助機器のマイクを装着してほしいことを話者に伝えたり、要点を筆談してもらうよう求めたりするなど、生活環境の調整に関する指導も必要である。

(イ) 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

自分自身の聞こえにくさによって、人と関わる際にどのような困難が生じるのかや、新しい体験をする際にどのように行動したり、周囲に働きかけたりするとよいのかを考えたり、体験したりすることを通して、積極的に問題解決に向かう意欲を育てる指導が必要である。

(ウ) 他者の意図や感情を理解することや集団への参加に関すること

相手の言動や起こった出来事などに至るまでの状況の経緯を振り返りながら順序立てて考えるなど、出来事の流れに基づいて相手の意図や感情などを判断することを指導する必要がある。

会話の背景を想像したり、実際の場面を活用したりして、ルールや常識の意味を理解したり、自分のとるべき行動や相手に与える印象を考えたりする指導が必要である。

(エ) 保有する聴覚の活用やその補助及び代行手段の活用に関すること

保有する聴覚を最大限活用するよう、様々な音や音声を聴取したり、聴取した音の意味を理解したりして、音や音声に対するイメージを豊かにするなどの指導が必要である。その際、補聴器や人工内耳を装着していても、音や音声を完全に聞き取れるわけではないため、例えば、補聴援助機器を活用して聞き取りやすくするといった補助手段の活用に関する指導も必要である。また、聴覚の活用に加えて振動を通して音の大小やリズムを感じとるなど代行手段の活用に関する指導も大切である。

(オ) 意思の疎通を図るための言語の受容と表出に関すること

意思の疎通を図るためには、意思を表現したり、受け止めたりする方法をもつことが必要である。このため、子供の聴覚障がいの状態等に応じて、保有する聴覚や視覚を活用すること、言葉を構成する音節や音韻の構造や文字に関する知識等を用いて受け止めた内容を理解すること、言葉が使われている状況と言葉の意味とを一致させて伝えることなどを指導する必要がある。

(カ) 生活や学習に必要な言語概念の形成や言語による思考力の伸長に関すること

事物については名称に加えて形状や用途などの属性を取り扱うなど言語概念の形成を図る指導が必要である。また、発達の段階に応じた語彙の拡充、助詞や動詞の活用など文法体系を身に付けるための指導も必要である。また、生活や学習での思考や判断を支えるのも言語の重要な役割である。このため、出来事の原因と結果、人物の行動とその理由などを表現するといった言語による思考力を伸長するための指導も重要である。

(キ) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

コミュニケーションを適切かつ円滑に行うため、どのような手段を用いるかは、それを用いる子供の障がいの状態や発達の段階等とそれぞれの手段のもつ特徴とを考慮することが大切である。聴覚障がいのある子供が、状況に応じて主体的にコミュニケーション手段の選択と活用を図るようになるために、具体的な場面で円滑なコミュニケーションを行うことができるよう、伝わりやすい手段や伝え方について考えたり実践したりするなどの指導が必要である。

上記のア～イは、代表的な例になるため、子どもの実態によっては、上記以外の特別な指導内容も考えられることに留意することが大切です。